|  |  |
| --- | --- |
| 資料 | ３－１ |

文書事務の効率化と押印手続きの見直しの概要について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 ３年 ３月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地 域 福 祉 課

１　見直しの理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）の一部が改正されたこと等により，介護サービス事業所等の申請等の様式を定める広島県介護保険法施行細則（平成12年広島県規則第90号。以下「細則」という。）に定めた介護サービス事業所の指定事務等関係書類を初めとした各種指定等に関する添付書類の記名押印欄を削除し，今後は押印を求めないことを原則とする等により，文書事務の削減と効率化を行い，今後の行政及び介護現場等の業務負担の軽減を図る。

２　見直しの内容

　(1) 省令の一部改正等により，押印することが不要とされた次の指定事務等関係書類及び関連する添付書類等の押印欄を削除する。

　　ア　指定（更新）申請書（様式第13号），介護老人保健施設開設許可更新申請書（様式第20号）

　　イ　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式１号：前月実績分）

　　ウ　介護保険法の欠格事項等に該当しない旨の誓約書（参考様式９－５）

　　エ　雇用証明書，従事証明書

　　オ　指定（許可）更新申請に係る添付書類一覧表

　　カ　変更届出書（様式第15号），指定変更申請書（特定施設・様式第13号の2，介護療養型医療施設・様式第29号），開設許可事項変更申請書（老健・様式第19号,介護医療院・様式第24号）

　　キ　管理者承認申請書（老健・様式第21号，介護医療院・様式第26号）

　　ク　広告事項許可申請書（老健・様式第22号，介護医療院・様式第27号）

　　ケ　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

　　コ　業務管理体制に係る届出書（様式第25号），業務管理体制に係る届出事項の変更届出書（様式第26号）

　　サ　廃止・休止届出書（様式第16号の2），再開届出書（様式第16号），指定辞退届出書（様式第17号），指定を不要とする旨の申出書（様式第14号）

(2) 各事業所等に備え付けの諸記録の保存，交付等について電磁記録での対応を原則認めることとし，運営規程等の重要事項の掲示は閲覧可能なファイル等で備えおくことも可能とする。

(3) その他，PDF文書でのeメールによる申請等，文書収受等のオンライン化については，原則として個人情報に関する書類等メール送信に不適切な書類を除き，環境が整備され次第，順次電子申請の受入を進めていく方針とする。

３　施行予定日

広島県の介護保険法施行細則の施行予定日は令和３年４月１日とし，予め様式で定められたもの以外の，

県のHPに掲載された各種指定等に関する添付書類等の押印欄の削除も同日から施行予定とする。

４　経過措置

（1）省令の施行日は令和２年12月25日のため，細則の改正前の様式等（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は，改正後の様式によるものとみなす。

（2）旧様式による用紙については，合理的に必要と認められる範囲内で，当分の間，例えば，手書きによる打ち消し線を引くなど、これを修正して使用することができることとする。